

第26号議案

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条及び附則第2項中「平成31年3月31日」を「平成31年4月29日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。